

障発第 0106001 号
平成 16 年 1 月 6 日
一部改正 障発第 1218003 号
平成 19 年 12 月 19 日
一部改正 障発 0820 第 4 号
平成 24 年 8 月 20 日
一部改正 障発 0414 第 1 号
平成 27 年 4 月 14 日
一部改正 障発 0510 第 3 号
令和 3 年 5 月 10 日
最終改正 こ支障発第 221 号
令和 6 年 10 月 2 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

強度行動障害児特別支援加算費について

標記については、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」により実施されてきたところであるが、平成 15 年 4 月 1 日から支援費制度が施行されたことに伴い、知的障害者更生施設に係る標記加算費については、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 15 年 2 月 21 日厚生労働省告示第 30 号）により定められたこと、及びこの加算費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので通知する。

なお、この通知は平成 15 年 4 月 1 日から適用し、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」は廃止する。

強度行動障害児特別支援加算費実施要綱

1 目的について

生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻回に示し、日常の生活に困難を生じている、いわゆる強度行動障害を示す措置児童等に強度行動障害児特別支援加算費（以下「特別支援加算費」という。）を適用し、特別支援を行うことによって、行動障害の軽減を図り、もって障害児等の福祉の一層の推進に資することを目的とする。

2 対象者について

特別支援加算費の適用の対象となる者は、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む。以下同じ。）の措置児童等であって、別紙「強度行動障害判定指針」の強度行動障害判定基準表の「行動障害の内容」欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が、それぞれ(1)又は(2)に掲げる点数以上であると児童相談所が判定し、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めたものであること。

- (1) 特別支援加算費（Ⅰ） 20点以上
- (2) 特別支援加算費（Ⅱ） 30点以上

3 対象施設について

特別支援加算費の適用の対象となる施設は、福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設であって、次の要件を満たしている施設であること。

- (1) 当該施設の職務に月に1回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当程度の経験を有する医師を1名以上配置していること。
- (2) 以下の①又は②の職員数に加えて、当該加算費の対象児童の数が8人以下の施設にあっては、2以上、当該加算費の対象児童の数が9人以上の施設にあっては、2に、当該加算費の対象児童の数が4人を超えてその端数を増すごとに1名を加えて得た数以上の職員を配置していること。
 - ① 福祉型障害児入所施設においては、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）の別表8及び別表9の職種別職員定数表に示す職員数
 - ② 医療型障害児入所施設においては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第58条の各項に示す職員数
- (3) 特別支援加算費（Ⅰ）の適用に当たっては、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」という。）を1人以上配置して、支援計画シート等を作成していること。

特別支援加算費（Ⅱ）の適用に当たっては、強度行動障害支援者養成研修（中核的人材）研修修了者（以下「中核的人材研修修了者」という。）を1人以上配

置して、支援計画シート等の作成に係る助言を行うこと。

- (4) 心理担当職員（嘱託でも可）を1名以上配置していること。
- (5) 特別支援加算費が適用された措置児童等の居室は、原則として個室とし、日常生活の支援において、自傷行為、他害行為及び物を損壊する行為を行う等の行動上著しい困難を有する状態の際に一時的に落ち着くことができる空間を設けていること。

4 事業の実施について

特別支援加算費の適用の対象となる措置児童等の支援等の実施に当たっては、あらかじめ支援方針・内容等について個別プログラムを作成し、これに基づいて行うこと。

5 その他の留意事項について

- (1) 特別支援加算費の適用の対象となる者が1人でも特別支援加算費を適用することは可能であるが、その場合においても前記3の(1)から(5)までの要件を満たす必要があること。
- (2) 特別支援加算費が適用された措置児童等については、重度障害児支援加算費の適用の対象外とする。
- (3) 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行う必要があること。
- (4) 特別支援加算費（Ⅰ）については、実践研修修了者が、措置児童等についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で、支援計画シート等を作成し、当該支援計画シート等に基づき支援を行う必要があること。なお、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行う場合は、以下に掲げる取組を行う必要がある。
 - ① 当該従業者が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者（以下「基礎研修修了者」という。）又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと。
 - ② 実践研修修了者が、原則として週に3日以上頻度で措置児童等の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。
- (5) 特別支援加算費（Ⅱ）については、実践研修修了者が、中核的人材研修修了者の助言に基づいて支援計画シート等を作成し、当該支援計画シート等に基づき、支援を行う必要があること。なお、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行う場合は、(3)の①及び②に掲げる取組並びに以下に掲げる取組を行う必要がある。
 - ・ 中核的人材研修修了者が、原則として週に1日以上頻度で措置児童等の様子を観察し、支援計画シート等の見直しについて助言を行うこと。

6 特別支援加算費の適用方法等について

本実施要綱に基づき、都道府県知事（指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が必要と認めた場合は、別に定めるところにより算定すること。

強度行動障害判別
指針強度行動障害の目安と内容例

行動障害の内容	行動障害の目安の例示
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをはぐなど。
2 ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など。
3 激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻りにいく、などの行為で止めても止めきれないもの。
4 激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど。
5 睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルをひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座っていれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異状をきたしたことがある拒食、特定のものしか食べず体に異状をきたした偏食など。
7 排せつに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど。
8 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛びだしをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険な所に上る。
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	たえられないような大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続く。
10 沈静化が困難なパニック	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさまられずつきあっていかれない状態を呈する。
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。

行動障害の内容	1点	3点	5点
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
2 ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
3 激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
4 激しい器物破損	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
5 睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7 排せつに関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
8 著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	1日中	絶えず
10 沈静化が困難なパニック			あり
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり